

# 特集2 雪下ろしと除雪の支援をします

冬期間でも快適に暮らすことができるよう、雪下ろしや除雪の支援を行います。

地域で支え合いながら除排雪を行う団体へ

## 1 地域の支え合いによる除排雪事業費補助金 申請・問合せ／地域振興課地域振興担当

地域住民を対象に行う、地域内の助け合いによる除排雪事業や除排雪体制の整備に対して補助金を交付します。

■**対象**／町内会、隣組など、地区や集落を単位として地域住民で組織する団体※地域内での話し合いに出席し、除排雪活動などに参加する場合、地域外の人が所属しても構いません。

■**対象事例**／地域の高齢者宅を中心とした除排雪活動、雪処理の担い手育成のための講習会の開催、除雪作業の安全対策の整備、通学路や生活道路の幅出しなど

■**補助金額**／補助対象経費の全額（上限10万円、1,000円未満切り捨て）※審査結果や予算の都合上、申請額から減額される場合があります。

■**申請方法**／申請書類を揃えて地域振興課（市役所3階5番窓口）に提出

■**締切**／11月2日（木）期限厳守

■**注意事項**／作業に従事する人自身の敷地内や自宅間口の除排雪は対象外です。団体メンバー全員にボランティア活動保険に加入していただきます。

- 少子高齢化による雪処理の担い手不足や人と人とのつながりの希薄化から、地域における除排雪の仕組みづくりや地域コミュニティの機能強化の必要性が高まっています。
- 地域で支え合いながら除排雪を行う団体を市が支援して、冬期間の安全・安心なまちづくりを推進します。
- 地域共助による除排雪体制が市全域に広がるよう取り組んでいきます。

### 令和4年度補助金活用団体「南原猪苗代町除雪協力会」にお話を聞きました

会長 佐藤 俊悦 さん、会計 鈴木 美治 さん、会員 佐藤 敦 さん

同会は、冬期間の通学路・生活路の安全を確保するため、市委託業者による除雪作業後の道路幅の確保や、高齢者・障がい者世帯の玄関前の除雪を行っています。令和元年度から活動を始め、現在16人の会員で構成されています。

「南原地区は市内でも特に積雪量が多いため、活動回数も多くなりますが、『してもらったから私もしなくては』と自発的に行動する会員が多く、活動を続けることができます」と話す佐藤俊悦さん。信頼関係が大切だといいます。

佐藤敦さんは「地域の方々のほか、他地域の方からも感謝されることがありますし、通学路で児童・生徒の事故がないことが何よりですね。雪による危険箇所を把握し、除雪などを行うようにしています」と話します。

今後の活動について、鈴木美治さんは「高齢化が進んでいくと、現在会員として除雪を行っている50～60歳代の人々が、これからは『除雪してもらう側』になっていきます。今後も支え合いによる事業を行っていくためには、地域で助け合い、市などとも話をしながら、課題に向き合っていくことが大切だと考えています」と語ってくれました。



会長 佐藤 俊悦 さん

## 2 米沢市高齢者等除雪援助員派遣事業 申請・問合せ／高齢福祉課高齢者福祉担当

- **対象**／市内に住む、65歳以上の高齢者または心身に重度の障がいのある人のみで構成される世帯で、世帯全員の市町村民税課税額が3万円以下の世帯
- **登録申請開始**／11月1日(水) ■ **持ち物**／申請書
- **費用**／1回当たり手作業330円、除雪機使用850円(今年度から負担額が増額になります。)
- **申請方法**／高齢福祉課窓口(平日のみ)もしくは郵送
- **除雪の範囲**／玄関先から道路までの生活道路
- **派遣期間**／12月1日(金)～令和6年3月31日(日)
- **派遣回数**／10回まで(下記地域は12回まで)
- **その他**／この事業の支援対象となった世帯は「4押雪軽減支援制度」の対象世帯として登録されます。
- **注意事項**／事前に電話連絡をしてから訪問します。電話連絡に不安のある人は連絡員を付けてください。

## 3 米沢市高齢者等雪下ろし助成事業 申請・問合せ／高齢福祉課高齢者福祉担当

- **対象**／「2米沢市高齢者等除雪援助員派遣事業」と同じ(ただし、税法上の扶養に入っている人は対象外)
- **登録申請開始**／11月1日(水)
- **助成金額**／1回当たり1万円まで(今年度から金額を増額しています)
- **助成回数**／3回まで(下記の地域は4回まで)
- **申請方法**／高齢福祉課窓口(平日のみ)もしくは郵送
- **持ち物**／申請書、通帳の写し、領収書など
- **雪下ろし範囲**／①家屋(母屋)②雪下ろしにより避難路に下ろした雪が通行を妨げる場合の除雪③自然落下した雪により家屋などが破損するおそれがある場合の除雪
- **助成対象期間および助成金交付申請受付期間**／12月1日(金)～令和6年3月31日(日)
- **その他**／この事業に登録された世帯で「4押雪軽減支援制度」の登録を希望する場合は、対象世帯として登録できます。
- **注意事項**／現に居住していない家屋、生活保護受給者、親族の援助を受けられる場合は、対象となりません。また、今年度から、助成金の支払いを雪下ろし実施者に直接行うこと(委任払い)も可能とします。その場合、必要となる書類が異なりますので、希望する人は担当までご連絡ください。

除雪援助員派遣回数12回まで・雪下ろし助成回数4回までの地域▶ 遠山町、古志田町、笹野町、杉の目町、万世町梓山、万世町刈安、万世町立沢、大字関根、大字三沢、大字赤崩、大字大小屋、大字大沢、大字板谷、大字南原石垣町、大字南原横堀町、大字南原笹野町、大字南原新町、大字南原猪苗代町、大字芳泉町、大字笹野、大字李山、大字大平、諸仏町、笹野本町、大字関町、大字立石、大字関、大字綱木、赤芝町、小野川町、大字築沢、大字口田沢(3037番地の1～3112番地の4までの区域は除く)、大字神原、大字入田沢

## 4 高齢者世帯などへの押雪軽減支援制度 申請・問合せ／土木課雪対策担当

押雪軽減支援制度とは、道路除雪時に玄関先に堆積する雪をなるべく少なくする支援制度です。

- **対象**／町内において、高齢者単身世帯などで、除雪後の玄関先の雪片付けを自力で行うことが困難な世帯。
- **申請方法**／町内会長が支援対象者を押雪軽減届出書に取りまとめ、市へ提出します。申込みの詳細については、問合せ先までご連絡ください。
- **締切**／12月28日(木)※申込期間後の追加申込は翌年度分に反映します。
- **注意事項**／①押雪軽減は、道路除雪時に玄関前に堆積する雪を少なくする支援であり、雪を全く残さないというものではありません。②連続した除雪により押雪場がなくなると、押雪軽減の効果が十分に得られないことがあります。なお、排雪をして押雪場を確保する際は、排雪の助成制度もありますので、詳細はお問合せ先までご連絡ください。③車庫前、空き家などの居住していない建物やアパートなどについては対象外となります。